

丸亀市教育委員会会議録

- 1 日時 令和7年4月25日(金)
午後2時30分～午後3時15分
場所 市役所4階 特別会議室

2 出席委員

委員	徳永秀文
委員	松岡 舟
委員	井下由美
委員	立石陽志
教育長	末澤康彦

説明のため出席した者

教育部長	窪田徹也
協働推進部長	田中壽紀
総務課長	土井節子
学校給食センター所長	小松昌徳
学校教育課長	岩井俊明
幼保運営課長	山下友通
まなび文化課長	村尾剛志
総務課副課長	後藤幸功
学校教育課副課長	今井達也
幼保運営課副課長	横山史朗

書記 総務課庶務担当長 小野佳代子

- 3 傍聴 なし

4 議題

報告第1号 専決処分の報告について(丸亀市入学金貸付審査委員会委員の委嘱)

- 報告第 2 号 専決処分の報告について（令和 6 年度丸亀市教育委員会表彰者の追加）
報告第 3 号 専決処分の報告について（丸亀市教育研究所運営委員会委員の任命）
報告第 4 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校運営協議会委員の任命）
報告第 5 号 専決処分の報告について（丸亀市立小・中学校教務主任等の任命）
報告第 6 号 専決処分の報告について（丸亀市いじめ等専門委員会委員の委嘱）
報告第 7 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校教育支援委員会委員の委嘱）
報告第 8 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校教育支援委員会委員の委嘱）
報告第 9 号 専決処分の報告について（丸亀市学校結核対策委員会委員の解嘱及び委嘱）
報告第 10 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校における共同学校事務室の室長・副室長の任命）
報告第 11 号 専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱）
報告第 12 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校評議員の委嘱）
報告第 13 号 専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）
議案第 1 号 丸亀市教育研究所研修員の任命について

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。松岡舟委員、徳永秀文委員

7 議事の概要

午後 2 時 30 分 開会

〔教育長〕

議案、報告等に入る前に、新年度のスタートと 4 月を迎えるにあたり、私の方から 4 点について話をしたい。まず 1 点目、教育委員の皆さんに再開校式へご出席を賜りました、広島小学校及び広島中学校では、子供たちも元気に過ごしていると聞いている。本市の 4 月の状況は、公立幼稚園は 4 園、131 人、こども園が 8 園、897 人、小学校 17 校、5695 人、中学校 7 校、2838 人、計 9565 人、私立、保育所等を含めて 1 万 2000 人以上の子どもたちが、教育保育の現場で過ごしている。その子どもたちの幸せを願いながら、教育保育の充実に努め、丸亀の人づくりに教育委員会としても、しっかりと支援していきたい。

2 点目、新年度に当たり、昨年度変えた学校教育方針「他を想い 自らを磨き 共に伸びる」

を大切に、教育に努めていきたいと考えている。なぜかという、1つは、これを教員に対しては教育充実の指針としたい、と同時に教育現場を支えるものできないかと考える。2つ目、少し関連するが、保護者、地域に対して、目指す方向をそろえるもの、共有するものとし、学校の取り組みや意図を説明する基となるものにしたい。3つ目、教育方針を具現化する、人づくり石垣プロジェクトの2年目に当たり、目的や意図に立ち返りながら、不断に検証し、充実させていきたい。

3点目、開かれた学校づくりをさらに進めていきたい。発信すること、説明をすること、対話すること。これは教育委員会のみならず、学校に対しても、そのように促していきたい。その背景であるが、1つは、指導や対応の難さが顕著になってきている。いじめ・不登校の対応等、特に保護者対応が非常に難しくなっている。2つ目は、働き方改革を進めていく上での難さがあるということ。教員業務の適正化、今のままの状況では難しい。その意図や取り組みの内容をしっかりと説明していく。3つ目、これは社会全体だが、教育に対する非常にネガティブなイメージが広がっていること。それを、学校現場、また保育の現場は、非常に素晴らしいところがいっぱいあるんだということ、その良さやすばらしさを発信していきたいと考えている。

最後4点目。そういうことも含めて、教育委員会の進め方、これまで以上にそれぞれの立場や経験を踏まえて、ご意見を賜るようお願いしたい。

報告第1号 専決処分の報告について（丸亀市入学金貸付審査委員会委員の委嘱）

〔総務課長〕

専決処分の報告については、丸亀市入学金貸付条例第5条第3項に基づき委嘱している丸亀市入学金貸付審査委員会委員について、令和7年3月31日をもって任期が満了となったので、専決処分により新たに令和7年4月1日から2年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき、教育委員会に報告するものである。

内容は報1-2のとおり。

特になし

報告第2号 専決処分の報告について（令和6年度丸亀市教育委員会表彰者の追加）

〔総務課長〕

令和6年度丸亀市教育委員会表彰被表彰者の追加については、12月定例教育委員会、1月定例教育委員会及び3月臨時教育委員会並びに、3月定例教育委員会において報告した教育委員会表彰の被表彰者に加え、追加推薦があり、丸亀市教育委員会表彰規程に基づき令和7年4月15日に表彰審査会を開き、被表彰者を決定したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3

条第 1 号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 3 号 専決処分の報告について（丸亀市教育研究所運営委員会委員の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告については、丸亀市教育研究所条例施行規則第 5 条の規定に基づき設置している丸亀市教育研究所運営委員会の委員が、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となったので、市立学校長からの推薦などに基づき、専決処分により新たに令和 7 年 4 月 1 日から 1 年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

内容は報 3-2 のとおり。

特になし

報告第 4 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校運営協議会委員の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告については、丸亀市立学校における学校運営協議会に関する規則第 8 条に基づき設置している丸亀市立学校運営協議会の委員が、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となったので、市立学校長からの推薦に基づき、専決処分により新たに令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間、委員として任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

内容は報 4-2 のとおり。

特になし

報告第 5 号 専決処分の報告について（丸亀市立小・中学校教務主任等の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告については、丸亀市立学校の管理運営に関する規則第 15 条から第 20 条までの規定に基づき任命している各小・中学校の教務主任及び学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事、現職教育主任、人権・同和教育主任、司書教諭について、令和 7 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴う変更があったので、校長の意見を聴取し、専決処分により新たに令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間、任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

内容は報 5-3～15 のとおり。

特になし

報告第 6 号 専決処分の報告について（丸亀市いじめ等専門委員会委員の委嘱）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告については、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市いじめ等専門委員会委員が、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となったので、専決処分により新たに令和 7 年 4 月 1 日から 2 年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 7 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校教育支援委員会委員の委嘱）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告については、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市学校教育支援委員会委員について、1 名が令和 6 年 6 月 30 日をもって任期満了となったので、専決処分により新たに令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき、教育委員会に報告するものである。

内容は報 7-2～3 のとおり。

〔委員〕

この報 7-3 は令和 6 年度の委員の名簿であるが、令和 7 年度についてはどうなるのか。

〔学校教育課長〕

次の報告で説明する。

報告第 8 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校教育支援委員会委員の委嘱）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告については、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市学校教育支援委員会委員について、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となったので、専決処分により新たに令和 7 年 4 月 1 日から 2 年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき、教育委員会に報告するものである。

内容は報 8-2～4 のとおり。

〔教育長〕

被委嘱者すべての方の委嘱期間が令和7年4月1日から令和9年3月31日になったのか。

〔学校教育課長〕

これまで4種類に分かれていた委嘱期間が1つにまとまり、すべて令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなった。

報告第9号 専決処分の報告について（丸亀市学校結核対策委員会委員の解嘱及び委嘱）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告については、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市立学校結核対策委員会委員について、1名から辞任の申し出があったため、旧任者を令和7年3月31日付で解嘱するとともに、新たに推薦を受けた者を令和7年4月1日付けでその残任期間について委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき、教育委員会に報告するものである。

内容は報9-2～3のとおり。

〔教育長〕

報9-3の委嘱期間について、混乱を招く可能性があるため、表記の仕方を検討してほしい。

〔学校教育課長〕

検討する。

報告第10号 専決処分の報告について（丸亀市立学校における共同学校事務室の室長・副室長の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告については、令和6年度から設置している丸亀市立学校における共同学校事務室について、丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則第4条第2項の規定により、室長・副室長を任命したので丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

内容は報10-2のとおり。

〔教育長〕

今年で2年目となるが、総括室長が昨年度と変わったということか。

[学校教育課長]

昨年度は東中学校だったが、今年度は飯山南小学校になっている。

[委員]

事務職の組織については、ここ 10 数年間で大きく転換していて、より効率的に変わっていると思うが、それらの指示やアドバイスは、県の方からあるのか、自分たちで考えて変えていくのか。共同学校事務室設置までの経過など教えてほしい。

[学校教育課長]

共同学校事務室までの設置については、県教委と連携を図りながら、設置する学校、職員について、計画を進めてきた。具体的な業務のあり方については、県教委の副主幹が具体的な指示を、室長、副室長を含め、事務職員にしているところである。市教委も、学校訪問等で話を聞き、指導、助言をしている。

[教育長]

国の政策としても、事務職員の学校経営の参画という観点から、共同学校事務室の設置を進めており、これは市から強く要望した。事務職員は市全体でいうと昨年度からプラス 2 名となった、そういう意味から、充実が図られてきている。

報告第 11 号 専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱）

[学校給食センター所長]

専決処分の報告については、丸亀市学校給食センター条例第 4 条に基づき設置している丸亀市学校給食センター運営委員会の委員のうち、市立幼稚園・こども園長代表等 3 名から辞任届が出されたため当該委員を解嘱するとともに、その残任期間について専決処分により後任委員を委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

内容は報 11-2～3 のとおり。

特になし

報告第 12 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校評議員の委嘱）

[幼保運営課長]

専決処分の報告については、丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則に基づき、委嘱されている現在の丸亀市立学校評議員の任期が令和7年3月31日で満了するため、幼稚園長からの推薦に基づき、専決処分により新たに令和8年3月31日までの1年間、委員として任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第13号 専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）

〔まなび文化課長〕

専決処分の報告については、丸亀市生涯学習推進員設置要綱に基づき地区コミュニティの推薦により委嘱している生涯学習推進員に関し、地区コミュニティからの推薦者に変更が生じたため、旧任者を令和7年3月31日付けで解嘱するとともに、新たに推薦を受けた者を、その残任期間について専決処分により委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

議案第1号 丸亀市教育研究所研修員の任命について

〔学校教育課長〕

丸亀市教育研究所研修員の任命については、丸亀市教育研究所条例施行規則第3条の規定に基づき任命している教育研究所研修員が、令和7年3月31日をもって任期が満了となったので、各種団体からの推薦等に基づき、新たに研修員を任命するものである。

内容は議1-1～2のとおり。

〔委員〕

今回このメンバーで教育研究所の方で研究をするということで理解した。人づくり石垣プロジェクトとの連携で、この研究員の方々がどのような形で研究をするのか、具体的に教えてほしい。昨年は、英語力に力を入れて他県にも研修に行き、それを各学校に広げていったという1年目としていいスタートを切れたと思うが、今年度はどのような形になるのか、わかる範囲で教えてほしい。

〔学校教育課長〕

今年度も昨年度と同様、幼児教育部会に16名、外国語部会に27名、ICT活用部会に11名の教員が参加し、それぞれ研修を行い、人づくり石垣プロジェクトの「学力づくり」におい

て大切な教員の指導力の向上を図るための研修に努めていく。ここで研修したことをもとに、各学校でそれぞれ広めていってもらいたいと考えている。

〔教育長〕

先日の運営委員会でも少し話をしたが、今、人づくり石垣プロジェクトを進めていく上で、大きな位置付け、期待をしているという話をした。進め方というか、研修の内容は去年とほぼ同じで、今年も中学校については、外国語部会で県外の先進校の視察を考えている。それから、小中ともに、夏に大学教授や実践者の招へいして、研修を進めていく予定である。昨年の秋に、飯山中学校で授業公開をして、互いに飯山中学校の取り組みに学ぶということをしたが、今年はその舞台を東中学校にお願いする。年々変えながら、市内に広げていきたいと考えている。ICTも同様で、授業を実践している。特に、研修員を変えながらしているので、市内全体に広がればと思っている。

〔委員〕

外国語教育とICT教育に力を入れてやるということで、外国語教育は英語科の教師ばかりだと思うが、ICTの方の人はどのようにされているのか。

〔学校教育課長〕

ICTに関しても各学校からの推薦になる。各学校でICT活用について中心となっている方、またはサポートをしている方を中心に知識を高めて、それを各学校に広めるということをお願いしている。

〔委員〕

教科にはとらわれずにとということか。

〔学校教育課長〕

教科にはとらわれていない。

〔教育長〕

幼稚園、こども園、保育所の方もしており、そのメンバーをみると、中心になるような経験者も入れながら、研修の底上げが図れるような形にしていると聞いている。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

[総務課副課長]

今回の承認の期間は令和7年3月19日から4月14日までで17件の後援申請があり、芸術、文化またはスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから、すべてを承認している。新規の申請はなし。

9 閉会

午後3時15分